

東北地方太平洋沖地震に伴う支援一覧（平成23年3月23日現在）

詳しくは奥州商工会議所HP（<http://www.oshucci.com>）

《労務関係》

1.地震による雇用調整助成金

東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html>

2. 厚生労働省による企業・法人の方へのお知らせ

〈災害融資〉

- ・生活衛生関係営業者等への支援策として、日本政策金融公庫において特別相談窓口と低利融資を実施することになりました。
- ・社会福祉施設、医療機関等の早期復旧の支援策として、独立行政法人福祉医療機構において貸付利率等の優遇措置を実施することとなりました。

〈停電に伴う休業について〉

- ・計画停電時の停電を理由とする休業について、労働基準法の解釈を示しました。

〈被災地へ医薬品、医療機器等を緊急輸送する業者の皆様へ〉

- ・医薬品・医療機器等を被災地に緊急輸送する車両に対して、「緊急通行車両確認標章」が発給されることになりました。

〈採用内定取消しなどへの対応について〉

東北地方太平洋沖地震による新規学校卒業予定者などの採用内定取消しなどへの対応を要請しました。詳細はこちらをご覧ください。

〈助成金の支給申請をお考えの事業主の方へ〉

地震の影響で期限までに支給申請ができなかった場合でも、一定期間内に理由を添えて申請すれば受け付けます。

〈地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業主の方へ〉

雇用調整助成金が利用できます。さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合は要件が緩和されます。

〈ハローワークなどの開庁状況〉

労働基準監督署、ハローワークの開庁状況
年金事務所などの開庁状況（日本年金機構ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155ks.html>

3.震災に伴う労働基準法等に関するQ&A（第1版）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>

4.各種助成金の支給申請をお考えの事業主の方へ

地震の影響により、公共職業安定所などに来所できず、助成金の支給申請書類などを期限までに提出できない事業主の方も多いと思われます。今回の場合、「天災その他やむを得ない理由」に該当しますので、災害がやんで支給申請などが可能になった後、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請があったものとして取り扱います。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>

《金融関係》

1. 岩手県

東北地方太平洋沖地震により災害救助法の適用を受けた市町村区域（県内全市町村）において、事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市町村長等が発行する罹災証明書を受けた方々がご利用いただけます。

「中小企業災害復旧資金」

資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	1千万円以内
融資期間	10年以内（据置期間3年以内）
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年 1.7%以内 3年超 10年以内 年 1.9%以内 ※セーフティネット保証（1号～6号）を利用する場合は、年 0.1%引下げ
保証料率	岩手県信用保証協会の信用保証を付し、保証料率は年 0.45～1.50%（9区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年 0.6%または年 0.7% ※信用保証料は県が全額補給を行ないますので、ご負担はありません。
担保	不要
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=31587>

2. 奥州市

東北地方太平洋沖地震の発生に起因して経営の安定に支障が生じている市内中小企業者「奥州市中小企業融資あっせん制度」

	運 転 資 金	設 備 資 金	併 用 資 金
融資額	2,500万円	2,500万円	3,750万円
融資期間	7年以内	10年以内	
据置期間	融資期間の中に3年以内の据置期間を設けることができます。		
返済方法	元金均等又は元利均等割賦返済		
融資期間	3年以内 年 2.70%	3年超	年 2.90%
信用保証料	融資にあたっては全て信用保証協会の保証を付していただきます。保証料率は0.45～1.700%の9段階で、信用保証協会の所定の条件により決定されます。		
利子補給	融資額が1,250万円以下の場合 年 2.3% 融資額が1,250万円超の場合 年 2.0%		
借り換え	追加融資を受けるには、既往債務について12回以上償還し、残高が借入金の3分の2以下となっていることが必要ですが、これを適用しない。		

<http://www.city.oshu.iwate.jp/>

3. 日本政策金融公庫

「特別相談窓口・災害復旧資金」

全国の支店に「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまを対象に、全国の支店で「災害復旧貸付」を取り扱っています（国民生活事業及び中小企業事業）。

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円 (別枠)	【一般】300万円 【特認】年間経費等の3/12以内
融資期間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)		10年以内(3年以内)

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html

4. 商工中金

「災害復旧資金」

	危機対応業務（損害担保付貸出）		当金庫独自の融資制度
	罹災証明等のある方（★）		
対象者	「東北地方太平洋沖地震」により、被害を受けた中小企業者等		
資金用途	「設備資金（長期）」 ・既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 「運転資金（長期・短期）」 ・棚卸資産の被災による不足運転資金 ・災害による事業休止等のために生じた不足運転資金～（★） ・その他、災害により発生した必要運転資金（当面の支手決済資金、給与、見舞支給金等）（★）		
元高限度 残高限度	1 社あたり元高20億円以内、残高1億5千万円以内（組合の場合は残高4億5千万円以内）	左記の内、1 社あたり元高1千万円以内（組合の場合は3千万円以内）	限度額の定めなし
貸出利率	短期：短期プライムレート 長期：基準利率 ※23年3月14日現在 短期プライムレート～1.475% 基準利率 期間5年の場合 1.75%	同左 但し、当初3年間は0.9%の利子補給があります。	短期：短期プライムレート 長期：基準利率 ※23年3月14日現在 短期プライムレート～1.475% 基準利率 期間5年の場合 1.75%
貸出期間	設備：10年以内 （据置2年以内） 運転：10年以内 （据置2年以内）	同左	設備：20年以内 （据置3年以内） 運転：10年以内 （据置3年以内）
取扱店	全営業店		

http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr_110314_01.pdf

5. 中小企業庁

(1) 災害の激甚災害の指定および被災中小企業者対策について

1) 災害関係保証の発動

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。）

2) 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）します。

3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。（都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助。）

4) 災害復旧貸付の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います。

（注）資金用途:運転資金又は設備資金

貸付限度額:日本公庫（中小事業 1.5億円、国民事業 3千万円）

:商工中金 1.5億円

貸付金利 :基準金利（中小事業 1.75%、国民事業 2.25%）

（貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在））

金利引下げ:貸付額のうち1千万円を上限として貸付金利から0.9%を引下げ

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

(2) 政策金融における審査書類・契約手続等の簡素化、返済期日に遡及した条件変更手続き

- 1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応
今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応すること、また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業の負担軽減を行います。
- 2) 信用保証協会での対応
今般の地震災害等の影響での既存債務の負担軽減のため、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等被災した中小企業の負担軽減を行います。
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110314TohokuEarthquake.htm>

6. 金融庁

- (1) 震災にかかる災害に対する金融上の措置について
 - 1) 預金払い戻し、手形決済等にかかる要請内容
<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.pdf>
 - 2) 震災により手形決済が出来なかった場合でも、当面の間不渡り扱いとしない等
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/03/12194500.html>

7. 中小企業基盤整備機構

- (1) 小規模企業共済傷病災害時貸付および掛金の納付期限の延長について
 - 1) 小規模企業共済制度
 - i) 傷病災害時貸付
本震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金を貸付
 - ii) 掛金の納付期限の延長等
被災共済契約者に対し、掛金の納付期限を当面 6 カ月延長するとともに、契約者貸付の償還期間を当面 6 カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除
また、被災共済契約者の共済金の支払いを円滑にするため、手続きを迅速化
 - 2) 倒産防止共済制度
 - i) 掛金の納付期限の延長等
被災共済契約者に対し、掛金の納付期限について当面 6 カ月延長するとともに、貸付金の償還期限について当面 6 カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除
<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058774.html>
- (2) 小規模企業共済傷病災害時貸付の拡充および緊急経営安定貸付の要件緩和
 - 1) 傷病災害時貸付の無利子化・限度額引上・償還期間の延長等
 - i) 貸付金利の無利子化； 0.9% → 無利子
※家屋の倒壊や焼失等、直接被害に遭われた契約者への貸付金利を無利子とします。
(間接被害の契約者については引き続き 0.9%を適用します)
 - ii) 貸付限度額の引き上げ； 1,000 万円 → 2,000 万円
※但し、納付済掛金の合計額の 7 割から 9 割の範囲内。
 - 2) 償還期間の延長及び据置期間を設定；
 - i) 償還期間を 1 年延長
貸付額 500 万円以下の場合、3 年 → 4 年
貸付額 505 万円以上の場合、5 年 → 6 年
 - 3) 据置期間を設定
 - i) なし → 12 ヶ月
<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058826.html>

〈お問い合わせ〉 奥州商工会議所

本所 24-3141 江刺 35-2514
胆沢 46-3131 衣川 52-3518